

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年3月31日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	田 中	裕 子
同	西 田	尚 美

記

1 措置の通知

平成21年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成26年3月19日付け八経産産第169号

財団法人八尾市清協公社

平成23年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成26年3月25日付け八教生教政策第165号

公益財団法人八尾体育振興会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 21 年度実施財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
財団法人八尾市清協公社

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H25. 2. 12 までの取り組み等の内容	
1 し尿汲取及び手数料徴収業務について 八尾市より受託しているし尿汲取及び手数料徴収業務について、前回の監査(平成 16 年 1 月～4 月実施)において指摘した内容の改善が進んでいない。八尾市の歳入であるし尿汲取手数料の取扱いが市の財務規則等諸規定に沿った事務処理となるよう過誤納還付事務や徴収対象月数の取扱い、徴収年度区分等について、市と協議のうえ早急に改善を図られたい。	措置状況	1. 措置済(平成 25 年 3 月 30 日)	措置状況	2. 措置予定
		八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則が平成 25 年 3 月 30 日付で改正され、その規定に基づき適正に事務処理を行っております。	し尿汲取手数料の徴収につきましては、効率性及び高徴収率維持のために、口座振替とともに集金制度も併用し、市内を地区割りして、隔月に 2 か月分一括徴収を行っております。徴収対象月数の取扱いにつきまして、市の関係部局と協議を行い、2 ヶ月分一括徴収に基づく規定整備が、平成 25 年 4 月 1 日付の規則改正にて行われる予定であり、その規定に基づき適正に事務処理を行う予定です。	
			措置状況	1. 措置済(平成 23 年 4 月 1 日)